

熊本市動物愛護センター 犬・猫の譲渡条件

令和2年（2020年）6月 現在

犬・猫の譲渡にあたり、犬・猫を迎え入れようとしているご家族の現在の飼養環境及び状況、過去の飼育状況等をお尋ねし、譲渡に適しているかどうかを判断いたします。当センターの犬・猫の譲渡をご希望の方は**事前にお電話にてお問い合わせください。**

■一般対象者の基準

熊本市犬又は猫の譲渡要綱にて、一般譲渡対象者の基準を定めています。

- (1) 原則として本市内に在住する成人であること。
- (2) 非営利の目的で譲渡を受ける者であること。
- (3) 犬の譲渡を受ける者は、原則、本市が実施する譲渡前講習を修了し、譲渡前講習修了証書を持つ者であること。
- (4) 飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (5) 終生飼養できること。
- (6) 不妊去勢手術を速やかに実施し、領収書の写しを提出できること。
- (7) 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が認められていることがわかる**契約書等の書類**(写しも可)を提示できること。
- (8) 適正に飼養できる環境であること。
- (9) 誓約書の内容を理解し遵守できること。
- (10) 氏名及び現住所が確認できる公の証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示できること。
- (11) 万一飼養継続ができなくなった場合に備え、代わって飼養することができる**第二飼養者(一般譲渡対象者と別世帯の 60 歳以下で、飼育できる環境にある者)を選定し、同意を得ていること。**
- (12) 現に動物を飼養している場合、その動物に不妊去勢手術を実施していること。
- (13) センターが実施する譲渡後調査（現地訪問を含む。）に協力し、譲渡後報告ができること。
- (14) 譲渡後速やかに動物病院で健康診断等をうけることができること。その他、センターが指導する飼養方法を遵守すること。
- (15) 上記のほか、必要な事項は、別に定める。